

9. 河川管理の現状

9-1 管理区間

渚滑川は、幹線流路延長 84km の一級河川であり、本川の河口より 24.5km 区間を国が管理している。

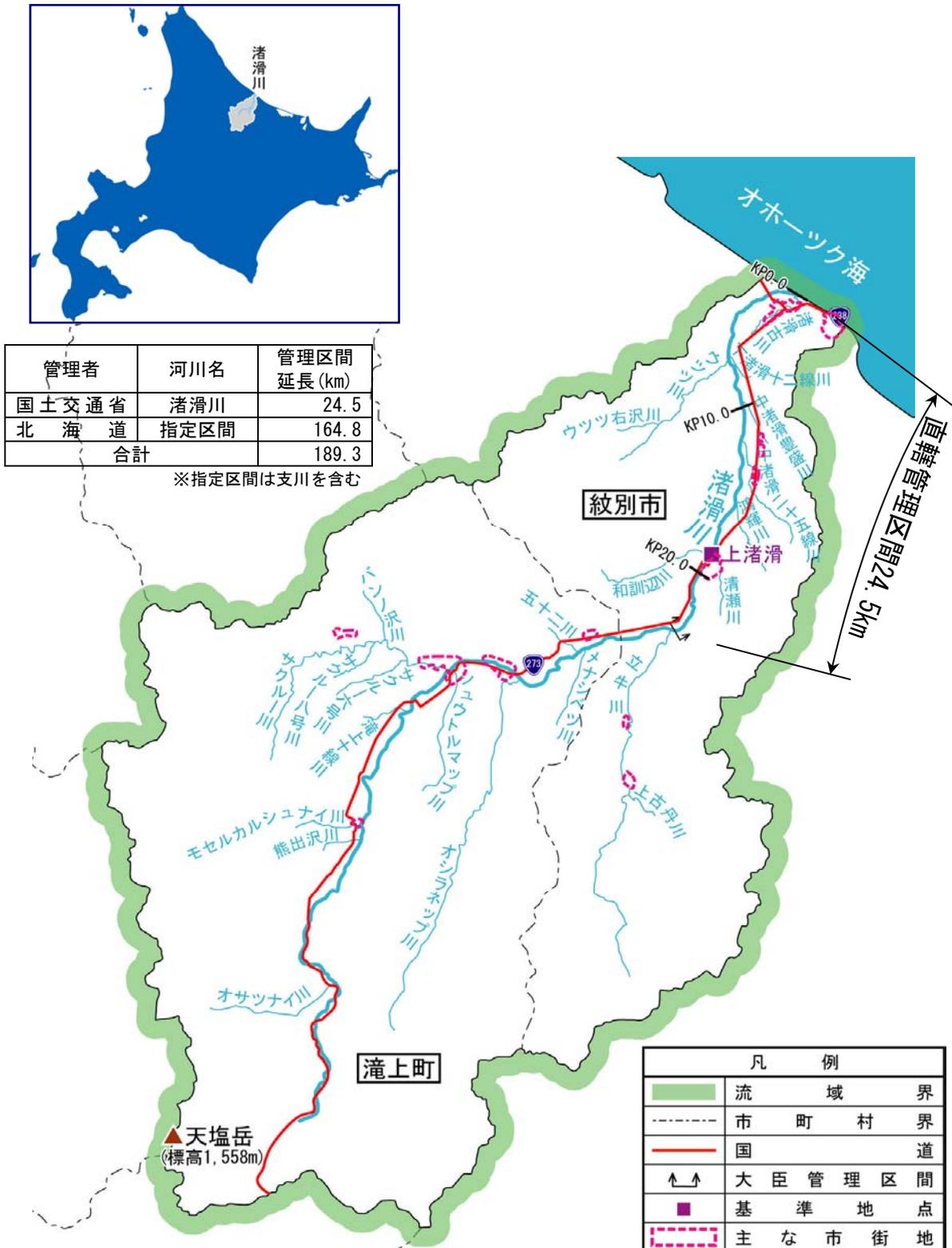


図 9-1 渚滑川水系の直轄管理区間位置図

9-2 河川管理施設

渚滑川における河川管理施設等の整備状況は下記の通りである。

(1) 堤防

堤防整備の現状(平成18年度末現在)は下記の通りである。

表 9-1 直轄管理区間 堤防整備状況

項目	延長 (km)
完成堤防	24.03 (89.7%)
暫定堤防	0.00 (0.0%)
未施行区間	2.77 (10.3%)
堤防不必要区間	22.40
計	49.20

※ 延長は直轄管理区間の左右岸の計である。

(2) 河川管理施設

堤防、護岸を除く主な河川管理施設は以下のとおりである。

表 9-2 直轄管理区間の主な河川管理施設状況

堰	排水機場	水門	樋門樋管	合計
0	0	0	5	5

9-3 砂利採取

渚滑川においては、渚滑川水系においては、昭和40～60年代にかけて砂利採取が行なわれてきたが、平成元年より全面禁止となっている。最も盛んだったのは昭和40～50年代前半までであり、このころは年間110千m³の砂利が採取されていた。

9-4 水防体制

(1) 河川情報の概要

渚滑川では、流域内に雨量観測所(5箇所)、水位観測所(5箇所)を設置し、無線等により迅速に情報収集を行うと共に、これらのデータを用いて河川の水位予測等を行い、水防活動に活用している。また、近年では光ケーブル網により接続された遠隔監視カメラを用いた管理も行い、迅速な水防活動に活用されている。

(2) 水防警報の概要

渚滑川では、洪水による災害が起こる恐れがある場合に、基準となる水位観測所の水位をもとに市町村を含む水防関係機関に対し、河川の巡視や災害発生防止のための水防活動が迅速かつ的確に行えるように水防警報を発令している。

表 9-3 水防警報対象観測所

河川名	観測所名	はん濫危険水位 (m)	避難はん濫水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	水防団待機水位 (m)
渚滑川	渚滑橋	4.80	4.40	2.40	1.80
	上渚滑	39.50	39.10	37.90	37.30

(3) 洪水予報

渚滑川では、水防法及び気象業務法に基づき、「洪水予報」を气象台と共同で発表している。流域の雨量や水位の状況、水位予測等を一般住民にわかりやすく迅速に伝えるべく整備を進めている。

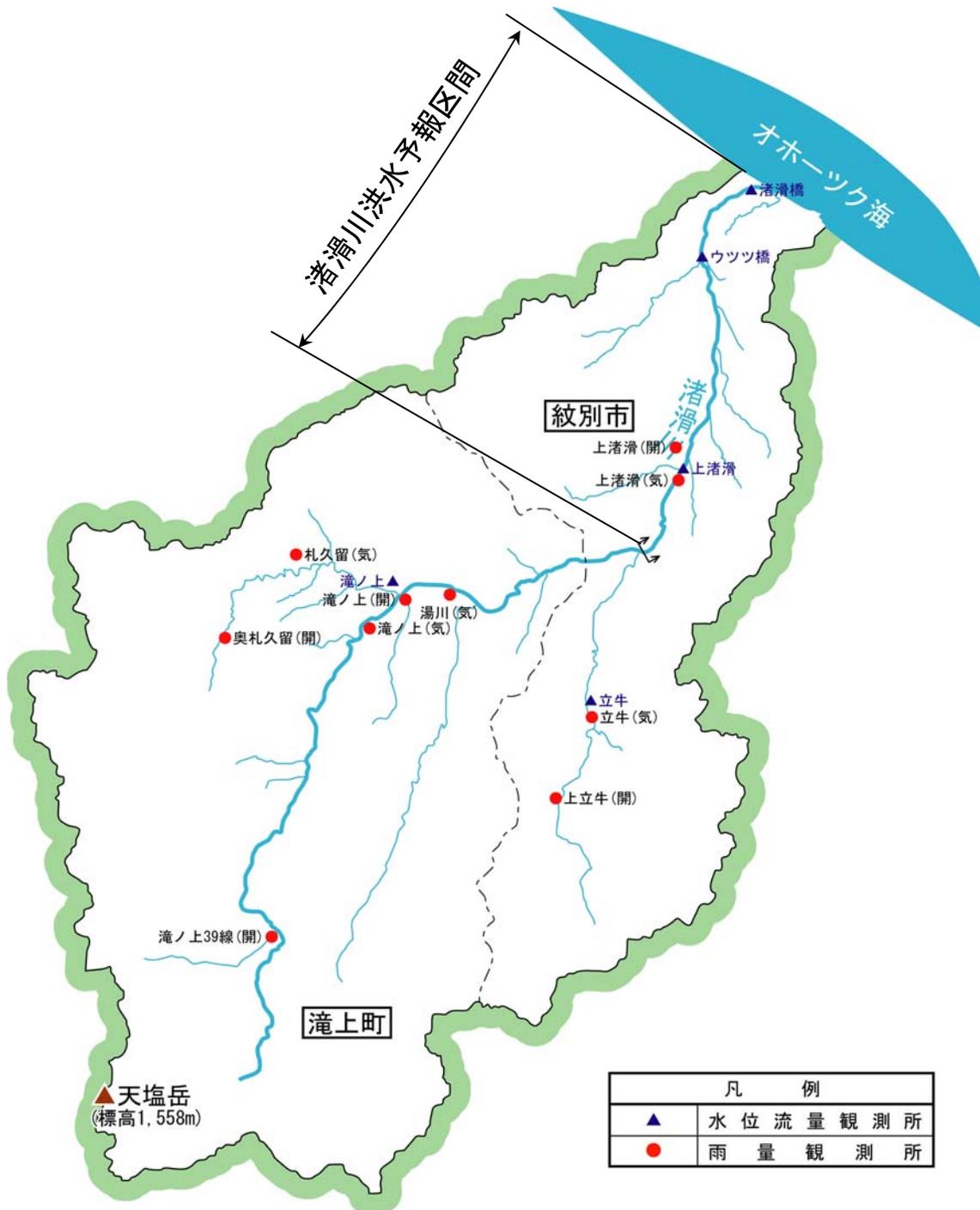


図 9-2 洪水予測区間及び雨量・水位観測所

9-5 危機管理への取り組み

(1) 水防連絡協議会との連携

洪水・高潮等による被害発生の防止または軽減を行うため、国及び地方自治体の関係機関が連携し、住民の避難、水防活動等を迅速かつ円滑に行うために、水防連絡協議会が結成されている。この協議会により、重要水防箇所の合同巡視、水防団、水防資材の整備状況の把握、定期的な水防訓練等を行っている。

(2) 水質事故対策の実施

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類や生態系のみならず、水利用者にも多大な被害を与えている。水質事故が発生した場合、その被害を最小限にとどめるため、迅速で適切な対応が必要になっている。このため、環境保全連絡協議会により、連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行い迅速な対応を行うことが大切であり、また、水質事故に備え、常時から資機材の備蓄を行っている。

(3) 洪水危機管理の取り組み

洪水危機管理に於いて、平常時から危機管理に対する意識の形成を図るとともに、洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、浸水想定区域図を公表するとともに水防計画・避難計画の策定の支援、土地利用計画との調整を関係機関や地域住民等と連携して推進している。

9-6 地域との連携

渚滑川流域では、渚滑川に沿って町が連なっており、渚滑川を中心に各地域間での街づくりの連携が進められている。

一方、今後、流域のまちづくり事業と連携し、河川を地域レクリエーション、防災、まちづくりの拠点として位置付け、地域と一体となった河川管理を行うことが必要とされている。地域住民と協力して河川管理を進めるためには、インターネット等のメディアを利用する等して、地域住民に様々な河川情報を発信するとともに、地域からの河川整備に対する要望等を集約し、住民参加型の管理体制を構築する必要がある。また、河川清掃や、節水・水の再利用等を通じて、地域住民の河川に対する愛護精神を啓発していくことも重要である。